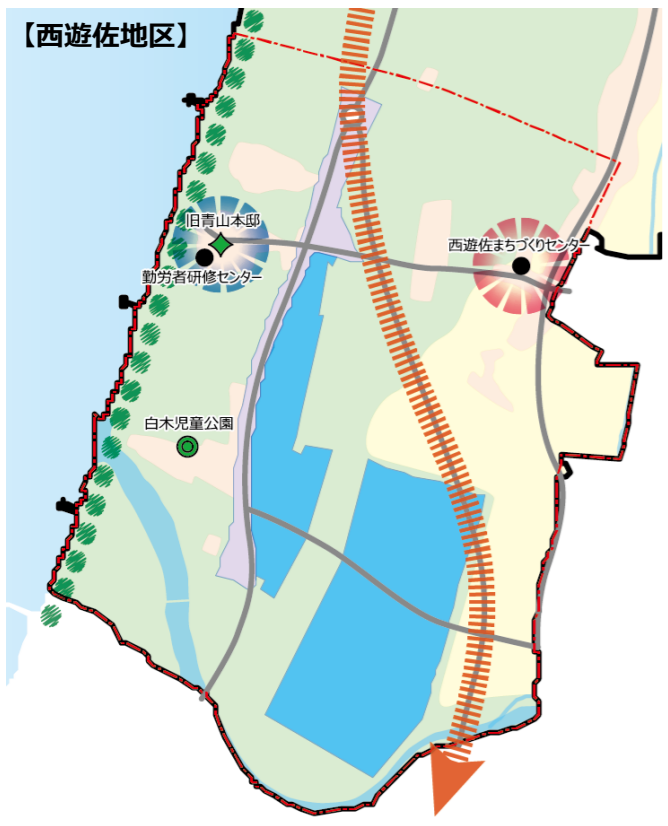
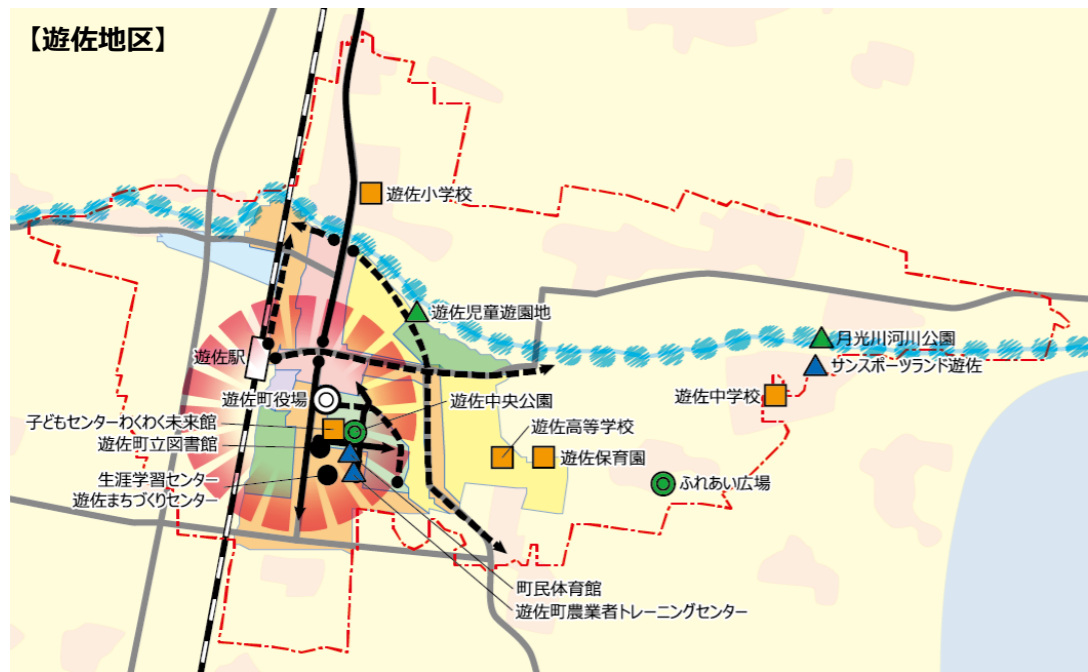


将来構想図



**遊佐町都市計画マスタープラン (概要版)**  
 遊佐町役場 地域生活課 管理係  
 〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202 番地  
 TEL 0234-72-3311 (代表) FAX 0234-72-3310

# 遊佐町都市計画マスタープラン (概要版)

令和4年2月  
山形県 遊佐町

## 1. 都市計画マスタープランの目的

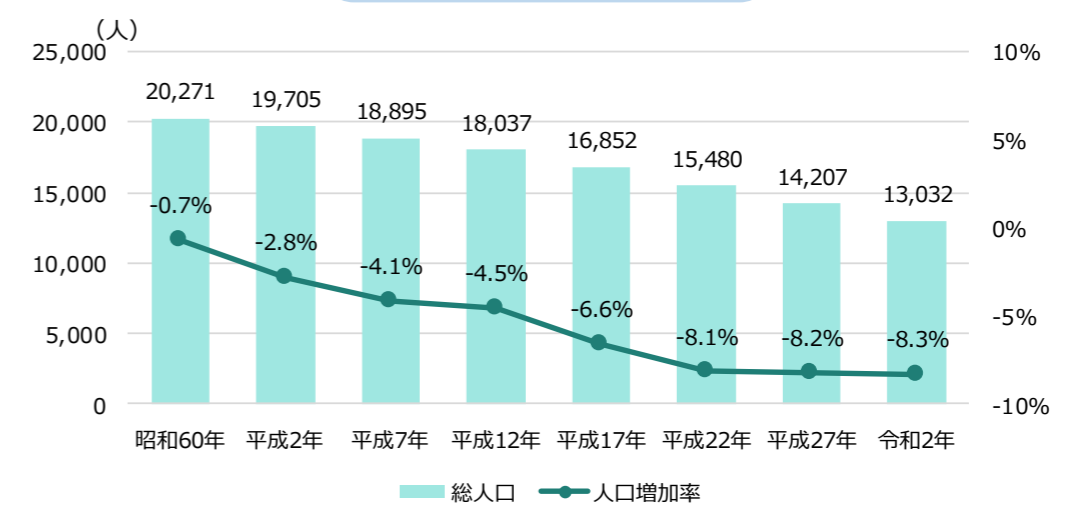
「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」をさします。都市計画マスタープランでは、都市計画の具体的かつ総合的な指針として、町全体のまちづくりにおける将来ビジョンを確立するとともに、地域別の将来あるべき姿を明示します。

本計画の目標年次を令和22(2040)年度と定め、令和3(2021)年度からの20年間を計画期間として設定します。なお、今後の社会情勢や住民ニーズの変化に対応し、随時見直しを図るものとします。

## 2. 遊佐町の現況

遊佐町の総人口は、昭和60年から減少し続けており、令和2年で13,032人となっています。人口増減率もマイナスの傾向にあり、平成27年から令和2年の5年間では約8%の減少となっています。

総人口と人口増減率の推移



## 3. まちづくりの課題

- (1) 人口減少・少子高齢化の改善
- (2) 資源を活かした産業振興の推進
- (3) 移住・定住につながる取り組みの推進
- (4) 災害に強いまちづくりの推進
- (5) まちづくりに参画しやすい仕組みの構築

## 4. 基本構想

これからの20年間を見据えたまちづくりの基本理念を示します。

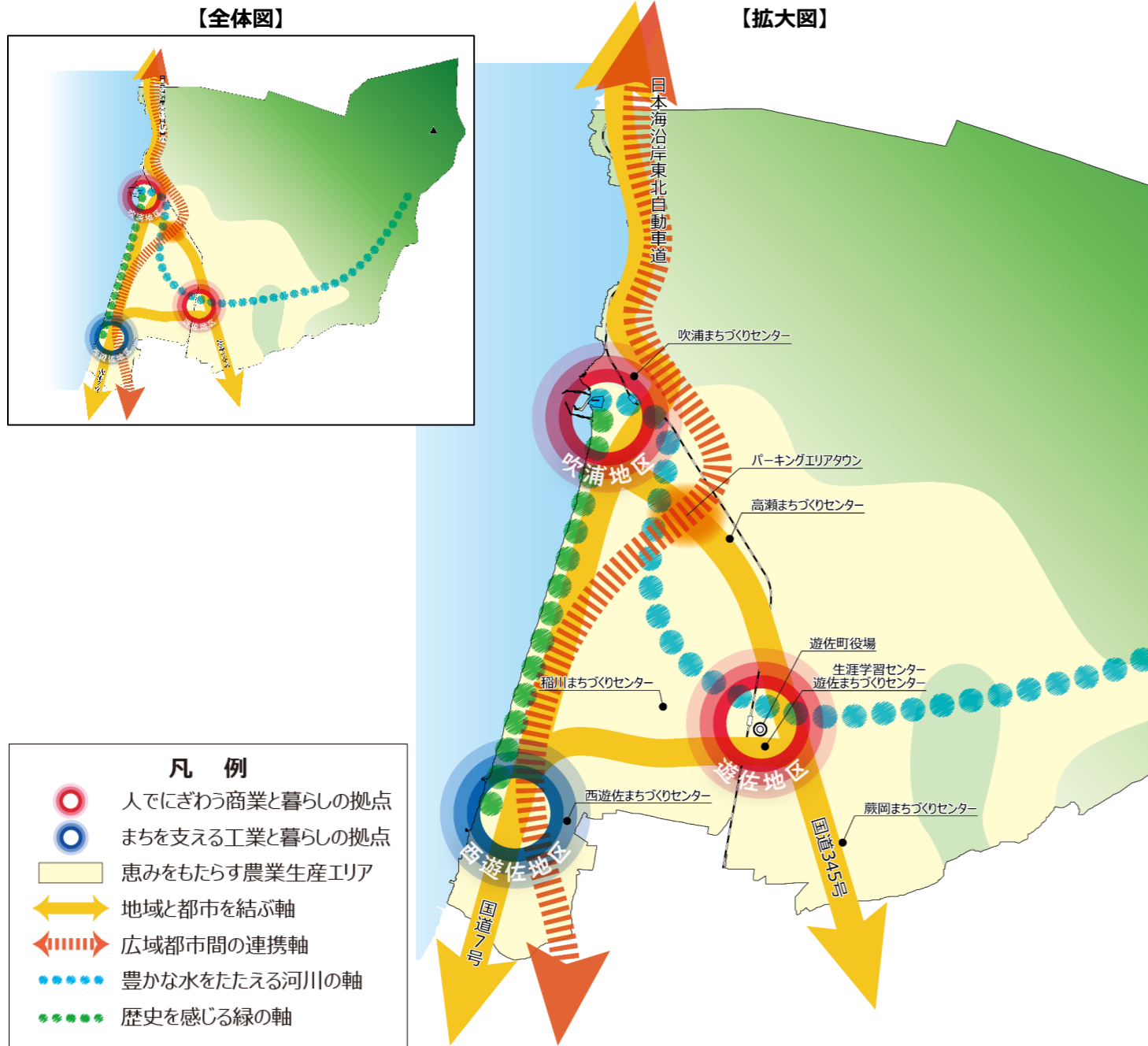
### 基本理念

ともに創る、心ひかれるゆざ暮らし  
 -また来たいまち・ずっと住みたいまちをめざして-

### まちづくりの基本目標

- (1) 自然を守り、活かすまちづくり
- (2) 安心して暮らせる基盤づくり
- (3) 地域を支える人づくり
- (4) 町外とつながる機会づくり

### 将来都市構想図



## 5. 全体構想

全体構想では、基本構想に基づき、分野別にまちづくりの方針を定めます。

本計画では、大きく5つの分野を設定し、それぞれの観点においてまちづくりの推進を図ることとします。

### まちづくりの方針

#### 1. 土地利用の方針

- (1) 自然環境保全ゾーン
- (2) 生活環境保全ゾーン
- (3) 高生産農業ゾーン
- (4) 快適集落ゾーン
- (5) 多機能集積ゾーン
- (6) 産業振興活カゾーン

#### 2. 自然・地域資源の方針

- (1) 環境共生・景観形成の方針
- (2) 緑と水辺のネットワークの方針

#### 3. 都市環境形成の方針

- (1) 道路網整備の方針
- (2) 交通体系整備の方針
- (3) 公共公益施設整備の方針
- (4) 住みよい住宅・住環境整備の方針
- (5) 防災まちづくりの方針

#### 4. 産業・交流の方針

- (1) 豊かな資源を活かした産業の方針
- (2) ニーズに応える観光・交流の方針

#### 5. 協働のまちづくりの方針

- (1) 住民参画によるまちづくりの方針

## 6. 地域別構想

計画的にまちづくりを進めるためには、まち全体がめざすべき将来都市像を踏まえた上で、各地域における現状や課題、地域ごとの将来像を共有し、その実現に向けて住民と行政がともに取り組むことが重要となります。

都市計画区域を持つ遊佐地区・吹浦地区・西遊佐地区の3地域について、それぞれの地域づくりの目標や方針を定めます。

### 地域づくりの目標

**遊佐地区:** 人を迎え入れ、人とつながり、遊佐を自慢したくなるまちづくり

**吹浦地区:** 吹浦から届けよう 水と山をめぐる魅力あふれるまちづくり

**西遊佐地区:** いつまでも笑って暮らせるまちづくり 「ほっ」とするまち 西遊佐